

3 レスターシャー県(Leicestershire County Council)

レスターシャー県は、39あるイングランドの県（カウンティ）の一つ。イングランド中央部に位置し、県庁舎のあるレスター市は、ロンドンから急行電車で北北東に1時間半のところにある。繊維、靴、衣料等の製造業が盛ん。北西部の産炭地では、不況のため失業率が15%強である。人口は87万人。面積は25万5千ヘクタール。議会は、総数85名で、労働党員37名、保守党員31名、自由民主党員17名という構成になっている。

ペンナインハウス（県北地域にある、地区事務所の一つ）では、アクセスチームの職員が、コンピューターを利用して、機能的かつ組織的にケースワークを行っていた。アクセスチーム室の15名のうち、4人は当直室で電話による照会の対応に追われており、他のほとんどは家庭訪問に出ていた。職場の風景が日本の福祉事務所に似ていた。

ケースワークでは、ケアワーカーのダイアン・ジョンソンさんとともに、実際に2人の申請者の家庭を訪問した。ダイアンさんは、家族及び友人をはじめ、社会サービス以前の社会資源の利用をまず勧めていた。

アーバーハウス（入所施設）では、玄関の広間にパブ（居酒屋）が設置されているのに驚いた。地域の雰囲気施設に持ち込むのが目的とのことだった。自然環境にも恵まれた、静かな環境にあり、各部屋の内装も小ざっぱりしていた。

エイジコンサーン・レスターシャーでは、地方圏に住む高齢者のための各種のサービスについて、実際にどのようなことが行われているのかを知ることができた。事務局長のトニー・ドノバンさんは、僻地に住む高齢者のためにパブを借り切って昼食会を企画するなどアイデアマンでもある。忙しい業務を楽しんでいる風にすら感じられた。コミュニティケア法施行後、社会サービス部が民間及びボランティアセクターからサービスを積極的に購入する中で、ボランティア団体もサービス提供の対象を広げつつあることを知った。

アールシルトン高齢者センターは、デイケアを含む、高齢者のための総合的な活動センターであり、週2千人もの高齢者が利用していた。訪問した時は、50人ほどの地元の高齢者が、ダンスルームで楽しそうにフォークダンスをしていた。

(1) 社会サービス部の組織、計画及び予算

a 組織

社会サービス部の組織については、県本部に部長とその補佐4名がいて、総括をしている。管内の4地域（レスター市東地域、同市西地域、県北地域、県南地域）には、各々地域マネジャーがおり、地域のサービスの統括をしている。各地域は市の境界とほぼ一致した地区に分けられ、各々には地区事務所が置かれている。ほぼ1地域当たり3地区事務所である。この他、管内全域の児童サービスを統括する地域マネジャーが1名いる。

b 計画

(a) 県内の高齢者人口

レスターシャー県の人口は約87万人で、そのうち約27万人がレスター市内に住んでいる。県内には、年金受給者（男性65歳以上、女性60歳以上）が15万人いる。高齢者全体の人口の増加とともに、特に後期高齢者層の顕著な増加が見込まれている。今後10年間に75歳以上の人口は7.5%、85歳以上の人口は40%各々増加が見込まれている。

(b) ニーズの評価

人々の個々のニーズを評価することは、コミュニティケアのニーズを持つ人々に対する、社会サービス部の回答の基礎である。

同部では、ニーズ評価の過程が、サービス利用者及び介護者のニーズに敏感に反応するように、次のことを行っている。

- ・ニーズの評価にあたって、個人、その介護者及び関係機関を関与させる。
- ・実践と見直しにより、ニーズ評価の品質を監視する。
- ・実践をもとに、ニーズ評価及びケアマネージメントの向上を図る。

(c) ケアの混合経済

社会サービス部では、ケアの混合経済(Mixed Economy of Care)を促進している。これは地方団体の役割の、独占的なサービス提供者の立場から、サービス購入者への立場の変化を意味する。

例えば、長期ケア施設についてみると、1993年10月から1994年9月までの間に、入所者741人のうち、80人のみが地方団体直営の施設に、残る661人は独立採算セクター（民間セクターは589件、ボランティアセクターは72件）の施設に入所した。その影響は大きく、1994年度には同部直営の4施設が閉鎖となった。また、独立採算セクターの在宅サービスの購入にも、1995年度現在、年間約£200万が費やさ

れている。

また、入所施設及びナーシングホームのベッドを確保する方法として、「スポット（個別）購入(Spot Purchasing)」が取り入れられている。1994年12月までに、同部では、レスターシャーの220か所の入所施設、57か所のナーシングホーム、他県の210か所の入所施設及びナーシングホームと、スポット購入の契約をしてきた。

c 予算

1995年度の社会サービス部の予算は、£9267万であり、1994年度に比べると£283万の減少である。予算のうち3分の1強が、高齢者のためのサービスのためのものである。

(2) 地区事務所

レスターシャー北地域には4つの市があり、3つの地区事務所が社会サービスを管轄している。訪問したペンナイン・ハウスはチャーンウッド市の社会サービスを管轄している。

ペンナイン・ハウスのアクセスチームマネージャーであるヘレン・リンカーンさんに、事務所、当直室、アクセスチームでの業務について話を伺った。

a 事務所

事務所は、待合室、受付、コンピューター室、当直室（デューティールーム）、アクセスティーム室及び作業療法士（Occupation therapist）室などに分かれる。訪問した時には、全ての部屋の出入口のドアが開けられたままで、職員が情報交換等のため出入りしており、開放的な印象を受けた。

コンピューター室とアクセスチーム室にはコンピューターが導入されていた。1995年1月から全ての情報がコンピューター化されており、情報は県庁本部と共有されている。コンピューター・プログラムは、元々アメリカで使われていたものを、英国の業者が英国地方団体の制度に合うように手直したものを購入した。

b アクセスチーム

アクセスチームにはソーシャルワーカー、ケアワーカー（またはコミュニティワーカー、アクセスワーカーともいう）の15人で構成される。訪問した時、アクセスチーム室には空席が目立った。理由は、4人が当直室に詰めており、また多くのワーカーは、申請者及びサービス利用者の家庭を訪問していたためである。相談業務のうち、70%は同チームで解決される。残りの30%は、より多くのケアが必要な場合で、作業療法士室にいる作業療法士にも加わってもらう。

ソーシャルワーカーとケアワーカーとの違いは、前者が有資格者で、後者が無資格者で

あるということ。後者は、ケースワーカー及び作業療法士(有資格者)から研修を受けて、実践に臨む。その仕事の内容は、ほぼケースワーカーと同じだが、児童保護(Child Protection)については担当することができない。年収は前者が最高£2万1千、後者が最高£1万5千。人件費の削減が進行中であり、チーム内でもケアワーカーの占める割合が高い。ソーシャルワーカー、ケアワーカー、作業療法士がニーズの評価を管轄している。

c 当直室

当直室には4人のワーカーが詰めている。当番は交代制で、ローテーションを組んでアクセスチームのワーカーが対応する。うち3人は電話への対応、1人は訪問者への対応。事務所に来る申請者を含め、全ての申請者との最初の接点になる。訪問した時には電話がひっきりなしにかかり、ワーカーが対応に追われていた。

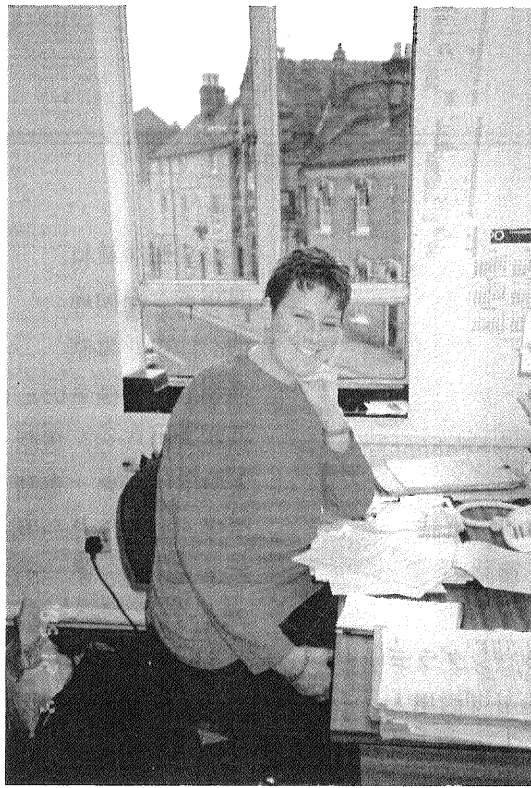
当直室で、定型の相談記録表を見せてもらった。ソーシャルワーカー及びケアワーカーが該当項目に記入し、その後、コンピューター担当者が入力して、アクセスチームと社会サービス部本部との共通の情報となる。継続ケースの場合は、ワーカーは、その申請者に関する既存の情報をコンピューターの画面で確認しながら、電話での会話を進める。



ペンナインハウスのアクセスチーム室

相談記録表

地区／市	日時
申請者の氏名	年齢／生年月日
性別	通報者との関係
住所／電話	他の住所／電話
単身生活か	通報者は申請者のことを知っていたか
親戚／友人の氏名／電話	通報者の氏名／電話
他の専門家／関係機関	家庭医の氏名／電話
訪問保健婦／地区看護婦の氏名／電話	学校／ファミリーセンターの名前／電話
ホームケアをする人の氏名／電話	デイケアセンターの名前／電話
申請の理由	
人種	(1白人、2バングラディッシュ人、3パキスタン人、4インド人、5アフリカの黒人、6カリブの黒人、7他の黒人、8混血、9中国人、10その他、11尋ねなかった、12応えなかった、13情報が役に立たなかった)
使用言語	英語か、通訳を利用したか
申請方法	(1電話、2本人の来所、3手紙、4家庭医の照会、5ソーシャルワーカー、ケアワーカー、6回診、7その他)
申請者の種類	(1本人自身、2介護者／親戚、3地域の人、4議員、5保健・医療の専門家、6社会サービス部の職員、7他の関係機関、8その他)
申請者グループ	(1児童、2障害児童、3成人一知覚障害、4成人一精神病、5成人一身体障害／虚弱、6成人一複数の障害、7成人一その他)
審査による回答	(1アドバイス／情報を与えた、2他の機関と連絡をつけた、3専門家チームによる評価が必要とされた)
決定された評価	(4ニーズのある児童、5児童の施設入所、6児童保護の調査、7コミュニティーケア(初期的)、8コミュニティー・ケア(複合的)、9その他)
サービスによる回答	
A一般	(1カウンセリング／アドバイス、2福祉の受給権限に関するアドバイス)
B児童ケア	(3児童法17～24条に係る支払い、4ファミリーセンターへの入所、5児童施設への入所)
Cコミュニティーケア	(6ホームケア、7弁当配達、8洗濯サービス、9補装具支給及び器具設置、10デイケア、11短期入所、12施設ケア、13ナーシングホームでのケア、14その他)
コミュニティーケアの提供(1単一機関のケアパッケージ、2複数の機関のケアパッケージ)	
結果	(1アクセスチームによる対応一終了、2アクセスチームによる対応一監視(モニタリング)(監視者の氏名)、3アクセスチームによる対応一アクセスチームに差戻し(日時)、4他のチームに移送(チーム名))



ケースワーカーのダイアン・ジョンソンさん

(3) ケースワーク

アクセsteamのケアワーカーであるダイアン・ジョンソンさんとともに、郊外に住む高齢者を2人訪問した。ダイアンさんは、この仕事を始めて1年。その前8年間は高齢者の入所施設に勤めていた。自宅では9歳の子の母親である。

a Aさん（83歳の単身男性）、相談内容：洗濯サービスの利用

改装されたシェルタード・ハウジングに住んでいた。部屋の中は清潔、採光条件もよい。

Aさんは、長身痩躯で、身だしなみも清潔。目を手術したことがあり視力不良。杖をついて歩く。自炊しており、自分で車を運転しスーパーで買物を済ます。弟が毎日訪問してくれる。

先日洗濯機が故障して動かなくなり、以来洗濯をしていないので洗濯ものがたまっていた。洗濯機は購入したくない。社会サービス部の提供する洗濯サービスを利用できるか、というのが相談内容。

年金収入で生計が成り立っており、洗濯機の購入も可能である。Aさんの健康状況等を考え、街のコインランドリーを利用するよう勧める。Aさんは、街のコインランドリーの存在を知らなかったとのこと。身体障害者のステッカーを車に張っておけば、街の駐車禁止の道路でも特別に駐車することができる。Aさんはステッカーを持っており、コインランドリー前でも駐車できるため、当座はそのコインランドリーを使ってみるとのこと。ダイアンさんは、名前、職場の住所、電話番号をメモ用紙に書いて渡し、困ったことがあったら再度連絡するようAさんに伝えた。

家を出てダイアンさんの車に乗り込み、話を聴く。ダイアンさんは「電話相談の段階でサービス提供の対象になるかどうか疑わしく思った。Aさんの周囲の人が社会サービス以前の社会資源についてアドバイスし損なっていた。車を運転して買物に出かける体力もあり、洗濯機を買う経済的余裕もある。健康状態が洗濯の支障とはなっていない。当分はAさんのコインランドリー通いにまかせるのがよいと思う」と話した。

車の音にふと振り向くと、我々の車の後方をAさんが愛車で横切り、街に向け出ていった。

b Bさん（80歳の単身男性）、相談内容：自宅の掃除

古いフラット（アパート）である。入るなり、すえた臭いが鼻を突く。居間の絨毯はほこりっぽく汚れ、あちこちに空になったオレンジジュースのペットボトルが散乱している。

Bさんは、着のみ着のまま椅子に深く腰掛ける。話の途中、笑ったかと思うと次の瞬間には涙ぐみ、黄ばんだハンカチで目頭を押える。左足を怪我し、4週間の入院の後、退院した。左足はほとんど曲がらず、杖で歩く。車の運転はできないが、兄が毎日食糧及び生活用品を買って届けてくれる。洗濯及び衣服の着脱はできる、炊事は困難なので、できないものを食べる。娘は3人いるが、育児に忙しく、訪ねてきてくれないとのこと。自宅の清掃サービスを依頼できるかというのが依頼内容。

ダイアンさんは、Bさんに対し「足の状態からして社会保障省の看護手当(Attendant Allowance)の受給資格があると思う。手当の申請書を娘さんの一人に送り、記入方法を教えてBさんの代わりに記入してもらうことにする」と話す。

友人はいるのか尋ねると、Bさんは「近所に単身の高齢の女性がいる」という。ダイアンさんは、彼女を誘ってすぐ近くのパブに昼ご飯に出かけるといいと勧め、Bさんがためらっていると、代わりに電話をかけてあげるといふ。Bさんが後で自分で電話をすることで話は落ち着く。

ダイアンさんは自分の名前と職場の住所、電話番号をメモ用紙に書いて渡し、困ったことができたら再度連絡するようにと、Bさんに伝える。

ペンナインハウスへの帰路、ダイアンさんから話を聴く。Bさんは涙脆くて感情が安定せず、鬱の様相を見せている。外に出て友人等に合い、話をするのが大切だという。また、娘の一人に手当ての申請書を記入してもらう際、Bさん宅の清掃について娘さんたちに協力できる余地があるか話し合ってみるとのことだった。

c ケースワークの雑感

ダイアンさんによれば、一度だけの訪問で済まないような複雑な事例の場合は、作業療法士や関係者と協議しながら評価をしていく、とのことだった。

また、GPファンドホルダー（家庭医のうち地方保健当局の認可を受けた医者；治療等に関する予算を持つ）は、効率的な病院と契約を結ぶと予算の節約ができ、流用、次年度繰越、設備拡張等のための使用等の裁量権が認められているため、効率的な病院に患者を紹介する誘因になっているとのこと。しかし、そのような「効率的な病院」から退院した人から申請があり、家庭訪問すると、社会サービスではなく、明らかに医療サービスの必要な場合がある。Bさんの場合はそうではないが、時々そのような事例に遭遇し、困惑してしまうとのことだった。

ダイアンさんは「この仕事は苦勞も多いが、年金、手当等各方面で勉強することがたくさんあり、やりがいもあって楽しい」という。

（４）入所施設

県社会サービス部の直営の入所施設である、アーバー・ハウスを訪問し、組織と業務について話を伺った後、施設内を案内していただいた。

a 組織と業務

開設して20年。1994年10月に改装工事を済ませた。

入所者は40名で、平均年齢は83歳。職員は31名。デイケアアシスタント13名、ナイトケア・アシスタント5名、調理士1名、台所職員3名、家事職員4名、手伝い職員1名、幹部職員4名からなる。各入居者には、個人的ニーズを聴くためのキーワーカー（職員の一人）が当てられる。入所者のため、ウルドゥ語、グジャラート語（インド西部）を話す幹部職員が一人いる。入居者は、自らの特定のニーズを満たすことができるように、ケア計画の策定に参加することができ、また、ホーム内の方針や実践に関する決定に参加できる。

アーバーハウスは3階建てで、単身者用のベッドルーム38及び夫婦用のダブルベッドルーム1つがある。部屋のうち2部屋は、体験入所用または短期入所ケア用にされている。また、共同スペースとして、5つのラウンジがある。

入所者は入所する時、部屋に小物を持ち込むことができ、親戚は入所者の希望通りに部屋を飾ることができる。カナリアやせきせいいんこを持ち込んでいる入居者もいるが、今のところ他のペットの持ち込みはない。改装後、各入居者の部屋、トイレ、浴室、シャワー室にアラームシステムが導入され、呼び出し器（ボタンと紐）が取り付けられた。入所者は、体に不調をきたした場合、呼び出し器を利用して職員の援助を求める。

食事は、1日3回、ホーム内の食堂及びラウンジで提供される。糖尿病患者用の食事、脂肪のない食事、ベジタリアン用の食事のような特別食も賄っている。洗濯サービスも利用できる。

入所者は、家庭医の管轄範囲で入所する場合には、同じ家庭医で登録を続けることがで

きる。そうでない場合には、アーバーハウスのある地域の家庭医に登録替えすることができる。もし服薬管理ができない場合は、幹部職員が管理する。また、足治療医、美容理容師の定期的な訪問サービスがある。

入所後4週間めに、入所者がどう感じているか、このままアーバーハウスに居続けたいかを知るために、ケア見直しの会議がホーム内で行われる。この会議は、入所者、ソーシャルワーカー、親戚、キーワーカー、ホームの職員1人で構成される。

b 施設内の見学

アーバーハウスは、レスター市街から東に3マイルほどの閑静な住宅地にある。玄関には訪問者用のラウンジがあり、簡易のパブ（居酒屋）が設置されていた。訪問者（親戚、友人、近所の人）と入居者が会話を楽しみ、地域の雰囲気施設に持ち込むことが出来るようにするのが目的。ホームの裏には自然の樹木園があり、窓ガラスも大きく、採光条件も良い。窓からは近所の教会の眺めも楽しめる。訪問した時、入居者は食堂でビンゴ遊びをしていた。

改装を済ませたばかりということもあり、各部屋とも小ざっぱりしていた。また、カーテンと壁紙のデザインを合わせたり、娘、息子、孫の写真や置物を飾ったりと、家庭的な雰囲気が醸し出されていた。

(5) エイジコンサーン・レスターシャー（ボランタリー団体）

レスター市街にある、本部事務局を訪問し、事務局長のトニー・ドノバンさんに、エイジコンサーン・レスターシャーの概要を伺った。

トニーさんは、事務局長に就任して8年半。いろいろなボランタリー団体で働いた後、この職に就いたとのこと。

a エイジコンサーン・レスターシャー

エイジコンサーン・レスターシャーは、レスター市を除くレスターシャー県を管轄している。（レスター市は、エイジコンサーン・レスターが管轄している。）

活動の目的は、高齢者に対し、入所施設やナーシングホームに入所するよりも、地域で生活する機会を与えることである。組織は、運営委員会と事務局からなる。運営委員会は16名の無給の委員で構成され、県議会代表者（議員）1名、県社会サービス部代表者（現在は県南地域マネジャー）1名、エイジコンサーン・イングランド代表者（事務局職員）1名を含む。運営委員会は、隔月行われ、事務局の作成する報告書を基に、今後の組織の方向を定める。事務局及び施設で働く職員は180名。ボランティアは約1000人。

レスターシャー県内には、エイジコンサーン・レスターシャー、エイジコンサーン・レスターの他に26のグループがある。エイジコンサーン・レスターシャーでは、26のグ

ループに対し、アドバイス及び情報を提供し、必要な文献及び機器を貸す他、専従職員の給与支払いを行っている。

b 業務内容

現在、レスターシャー県社会サービス部ではより依存度の高い、75歳以上の人々にサービスの目標を絞っており、特定のサービス契約を結ぶ際にも、75歳以上の人々へのサービスが多い。エイジコンサーン・レスターシャーでは、依存度の低い人々へのサービスを提供してきているが、そのサービスについては県と契約をしているわけではないので、独自財源で行っている。今後の新規事業については、全て県などの法定団体からの補助金が付くことを希望している。

エイジコンサーン・レスターシャーの事業は、次のとおりである。

(a) ドロップインセンター

高齢者が気楽に立ち寄り、温かく心地よい雰囲気の中で、お茶を飲み、おしゃべりをする機会を提供する。多くのドロップインセンターは、地域のサービスの中心及び情報源としてサービスを提供する。

(b) モニタリングコース

電話、手紙での問い合わせ（手当、住宅、入所施設でのケア、日常生活への援助、緊急警報システム、葬儀計画など）に無料で応える。昨年は、3万5千件の問い合わせがあった。

(c) 昼食クラブ

友人と食事をする事は、食事そのものと同じくらい重要である。虚弱な人及び配偶者を亡くした人も対象にして、様々な場所で行われる。

(d) 巡回昼食クラブ

僻地に住む高齢者は、家に閉じこもりがちなので、人と話をしたり友人になったりする機会を提供するのが目的。僻地に住む高齢者を約50人集め、村落のパブと交渉し、コース料理（2、3品）を廉価で提供してもらう。当日は、リフト付の貸切バスで高齢者を送迎する。2年目の事業であり、2週に1回実施。昼食後は自由時間で、高齢者の交流の機会を作る。

(e) 地域の問題に関するキャンペーン

家庭用ガス・電力への付加価値税導入阻止のために、1995年に10週間で1万人の署名を集めた。

(f) 地域グループへの協力

県内（レスター市を除く）にある高齢者のためのグループ300に対して、補助金を出している。

(g) デイケアセンターの運営

県内（レスター市を除く）の48の高齢者用デイケアセンターを運営し、900人の高齢者を受け入れている。利用希望者は、県社会サービス部によるニーズの評価を受ける必要がある。1日の利用者数は、虚弱高齢者が1センター当たり15人、（痴呆症等のため）精神的な虚弱高齢者が1センター当たり12人、知覚障害のある高齢者が1センター当たり15人である。

この他、チャーンウッド市内で、アジア人（インド人、パキスタン人）の高齢者のためのセンターを、週5日運営し、15名を受け入れている。また、アジア人の調理師を雇い、同センター通所者を含む25人に対し、週5日昼食クラブを行っている。今後はアジア人の専従職員を雇う予定である。

(h) 介護者への便宜

専従職員が介護者に会い、介護される高齢者が手当等の受給要件を満たしているか等の相談を受ける。

(i) バスでの搬送

後方に車椅子利用者のためのリフトが付いた15人乗りのミニバスを25台所有しており、主に高齢者の自宅とデイケアセンターとの間の搬送に使用している。

(j) 旅行

旅行業者と連携して、高齢者のために英国内外の4～8泊の旅行を企画している。価格は、宿泊代、食事全部（または半分）及び旅行保険付きで、1人当たり£100～200（1万7千～3万3千円）。目的地は、イングランド南部の、海沿いの保養地が多い。

(k) 保険業務

エイジコンサーン・レスター及びエイジコンサーン・レスターシャーでは、建物、家財道具にかかる保険を運営しており、1万5千人の利用者がある。現在、自動車保険、旅行保険の市場調査も始めている。

(l) チャリティーショップ

管内16の店舗で、中古の家具、衣料品を販売している。1995年度の収入は約£16万で、1994年度に比べ30%増加している。

c 予算

1995年度の総収入は£126万。うち約半分がサービス料金収入（£67万）で、補助金（レスターシャー県社会サービス部及びレスターシャー保健当局から）が£18万、チャリティーショップからの収入が£16万と続く。

今後は、チャリティーショップ及び保険の各事業の拡大により、収入の増加を図りたい考えである。

d ボランティア

募集の方法は、職業安定所、新聞、地域のラジオ局による広告、及び口コミ。対象は、無職の若者や人員過剰のための失業者、主婦など。ボランティアの組織内での配置については、本人に働きたい分野を確認後、意向に沿って配置する。伝統的に女性のボランティアに負うところが大きいですが、最近では、多くの女性が有給の仕事に魅力を感じて就職しているため、なかなか集まらないのが悩みである。

また、最近では、より依存度の高い人々にサービスを提供しているが、ボランティアがそれらの人々のケアをするのに臆病になっていることも問題である。英国社会もアメリカの訴訟社会に追随しており、サービス利用者が怪我をした場合に、利用者及び利用者の家族が、ボランティア個人やボランティア団体を告訴する事例が増えている。これについては、ボランティアに組織内、組織外の研修を受けてもらい、ケア技術の向上を図ることで対応している。

e 将来計画している事業

- (a) アジア人やポーランド人のコミュニティのためのデイケア活動の充実
- (b) 在宅サービスの充実（掃除、話し相手、短期入所ケア等）
- (c) 入所ケアへの進出
- (d) 事務局オフィスの移転、拡張
- (e) 職員及びボランティアのための研修の充実・拡大

f 県社会サービス部との関係

基本的には良好で、協力的である。

難しいのは、同部が、ボランティア団体としての文化、精神、考え方を、いつも理解してくれるとは限らないこと、ボランティア団体を同部の手足として見なす傾向があることである。同部とサービスに関する契約を締結し、同部から補助金を受けて活動していく中で、いかにボランティア団体としての独自性や方針を保っていくかは大きな課題である。



エイジコンサーン・レスターシャーの、事務局長トニー・ドノバンさん（右）と、マーガレット・ホープウェルさん（左、ノースウェスト・レスターシャー市域サービスマネジャー）

(6) デイケアセンター

エイジコンサーンレスターシャーの運営するアールシルトン高齢者センターを訪問し、センターマネージャーのバリー・バイウォーターさんに話を伺った。

訪問したのは月曜日の午後で、50人ほどの地元の高齢者が、ダンスルームで男女カップルになってダンスをしていた。

1971年に開館し、1983年からエイジコンサーン・レスターシャーが運営を受託している。毎週約2千人が利用し、日々行われる広範囲の社会活動、デイケア活動に参加する。

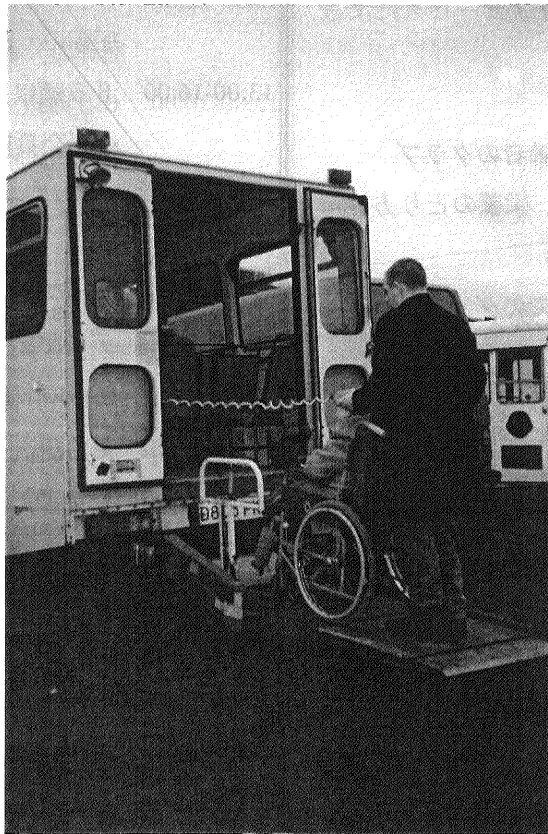
通所者は、知覚障害の高齢者が15名(週5回)、虚弱高齢者が15名(週2回)、通常の高齢者が15名(週2回)。職員は、6名のフルタイムの専従職員、3名のデイケア・オーガナイザーからなる。

週の時間割は次のとおり。

<p>月曜日</p> <p>10:00-15:15 デイケア(知覚障害のある高齢者)</p> <p>11:00-12:30 女性ボランティアサービスによるおむつの配布</p> <p>12:00-13:00 昼食クラブ</p> <p>18:30-22:00 体重過多の高齢者のクラブ (運動の方法、栄養のとり方等について話合う)</p> <p>13:30-16:00 ダンスルームでのダンス</p>	<p>水曜日</p> <p>10:00-15:15 デイケア(知覚障害のある高齢者)</p> <p>10:00-15:00 デイケア(精神的に虚弱な(痴呆症等の)高齢者)</p> <p>13:00-16:00 65歳以上の人々の友好クラブ会合(会員権要)</p>
<p>火曜日</p> <p>10:00-15:15 デイケア(知覚障害のある高齢者)</p> <p>10:00-15:00 デイケア(身体障害のある高齢者)</p> <p>14:00-16:00 午後のお茶とダンス</p> <p>19:00-22:00 アールシルトン生け花クラブ (毎月第3火曜日)</p> <p>09:00-13:00 足治療医(保健当局による、隔週)</p> <p>13:30-16:30 足治療医(保健当局による、毎週)</p>	<p>木曜日</p> <p>10:00-15:15 デイケア(知覚障害の高齢者)</p> <p>10:00-15:00 デイケア(精神的に虚弱な(痴呆症等の)高齢者)</p> <p>13:30-16:30 足治療医(保健当局による)</p> <p>14:00-15:30 ビンゴゲーム</p>
	<p>金曜日</p> <p>10:00-15:00 デイケア(知覚障害のある高齢者)</p> <p>10:00-15:00 デイケア(身体障害のある高齢者)</p> <p>09:30-12:00 モーニングコーヒー</p> <p>19:30-21:30 ホイストゲーム(トランプゲーム)</p> <p>09:30-13:00 足治療医</p>



アールシルトン高齢者センター（月曜の午後はダンス）



アールシルトン高齢者センター（リフト付き通所者送迎用の小型バス）

おわりに

英国に勤務する機会を得て、自分が日本の福祉事務所でケースワーカーとして勤務したこともあり、英国の社会サービスを、地方団体及び現業部門、関係機関を訪問しながら調査してみたいと考えた。また、日本では急速な高齢化社会の到来を迎えているため、英国の高齢者福祉サービスの実態はどうなっているのか見てみたいと思った。

今回の調査では、英国の地方団体（特にケント県、ウェストミンスター区及びレスターシャー県）の社会サービス部の職員の方々に協力をいただいた。訪問先では、熱心に説明していただいたうえ、質問にも親切に回答していただいた。また、地区事務所、施設、関係機関（ボランティア団体等）を紹介していただくなど、側面的な援助もしていただいた。

ケント県社会サービス部でお世話になった、ダートフォード地区マネージャー（成人サービス担当）であるエイモン・ディロンさんは、通常業務の他に、国際技術協力にも携わり、大学では経営学を勉強していた。

同部（ダートフォード及びグレイブシャム地域）ではEU（欧州共同体）及び政府関係機関（UKノウハウファンド）の補助金を得て、2年契約で旧ソビエト連邦のエストニア、リトアニアの地方団体に対し、国際技術協力を行っている。エイモンさん自身も、両国を訪問し、エストニアのタリン市では高齢者福祉サービスについて、リトアニアのカウナス市では児童福祉サービス、さらに地方団体における議員と幹部職員の連携強化について、それぞれ技術指導をしたという。8月には両市の職員がケント県を訪問し、社会サービス部で7週間研修を受けるとのことであった。自治体レベルの国際技術協力が社会福祉の分野でも展開されており、そのための財政的支援がEU及び国のレベルで保障されていることを知った。

また、エイモンさんは、この2年間毎週月曜日に大学に通い、この春MBA（経営学修士）を取得する予定で、取得を機に、他の地方団体の社会サービス部の幹部職員ポストに応募する予定とのことだった。

英国の地方団体で昇進するには、現在所属する地方団体または他の地方団体の空きポストに応募し、採用試験をパスする必要がある。そのためには、受験に必要な資格を大学で取得しておかなければならない。エイモンさんを含め、私のお会いした地方団体職員の中に大学通学者が多いのに驚いた。同時に、人生のあらゆる段階で教育を受ける機会があり、それを利用してキャリアアップを図るやり方に、一種の合理性を感じた。

ウェストミンスター区社会サービス部にある、中国人のためのソーシャルワークチームのソーシャルワーカーである、リッキー・タンさんは、「予算不足のため、ベンガル人のためのソーシャルワークチームが1996年3月までに、中国人のためのソーシャルワ-

クチーム及びHIV・AIDS患者のためのチームが1997年までに、それぞれ閉鎖される」と肩を落としていた。各チームともマイノリティの区民（この場合ベンガル人、中国人、HIV・AIDS患者）に対し、区の提供するサービスの受け方について母国語でアドバイスをし、生活上の問題について相談に乗るチームである。コミュニティケア計画の下では、各ニーズに優先順位が設定されるため、予算逼迫の折には、重度のニーズを持つ人々に優先的にサービスが提供される。そのため、ニーズが存在してもそれが軽度であると判断された人々は、事実上見捨てられることになる。

リッキーさん自身が中国人の二世であり、私も何度か訪問して、その活動に心から声援を送っていただけに、このチームの閉鎖は残念でならない。

レスターシャー県では、地方圏のコミュニティケアを見ることができた。社会サービス部の地区事務所の一つ、ペンナイン・ハウスでは、実際に職員に同伴し、申請者とのケースワークに立ち会わせていただいた。

エイジコンサーン・レスターシャーでは、ノースウェスト・レスターシャー市域のサービスマネージャーである、マーガレット・ホープウェルさんに、終日案内していただいた。彼女は元々北隣のノッティンガムシャー県の社会サービス部職員として、在宅ケアの担当をしていて、夫の転勤に伴い転職したとのこと。残業もしばしばあるが、今の仕事が非常に楽しいと語っていた。

地方圏では日本人が珍しいせいか、会う人皆から時間をかけて説明、情報提供、案内をしていただき、人情の機微に触れた気がした。

また、今回の調査では、ロンドン大学キングスカレッジ・エイジコンサーン老年学研究所の小川哲生氏（東京都社会福祉法人双葉会から研究に来ている）に、文献の紹介を始め様々な面で大変お世話になった。

ご協力いただいた皆様に、この場を借りて深く感謝申し上げたい。

(参考資料)

このレポートの作成にあたっては、次の資料を参考にさせていただいた。

総 論

- 1 「イギリスの社会保障」社会保障研究所編、東京大学出版会
- 2 「イギリスの高齢者福祉分野におけるボランティアセクターの役割」
小山善彦、財団法人日本船舶振興会
- 3 「英国社会保障の現状及び今後の動向」クレアレポート第78号
- 4 「英国コミュニティ・ケア白書」小田兼三監訳、中央法規出版
- 5 Social Trends 1995 Edition, Central Statistical Office (HMSO)
- 6 Residential Accommodation for Elderly People and People with Physical and/or Sensory Disabilities : All Residents in Local Authority, Voluntary and Private Homes Year ending 31 March 1994 England (Department of Health)

各 論

- 1 「イギリスの高齢者福祉分野におけるボランティアセクターの役割」
小山善彦、財団法人日本船舶振興会
- 2 Kent County Council Social Services Departmental Business Plan 1995/96
- 3 Community Care Plan for Dartford & Gravesham Area 1995/96 -1997/98
- 4 Community Care Plan Westminster 1995/96
- 5 Leicestershire's Community Care Plan 1995-96
- 6 Age Concern Leicestershire Annual Report 1995

特に、総論については、「イギリスの社会保障」、「イギリスの高齢者福祉分野におけるボランティアセクターの役割」及び「英国社会保障の現状及び今後の動向」から、多くの情報を得たことをお断りしておきたい。

(英国 の 略 図)



CLAIR REPORT 既刊分のご案内

NO	タ イ ト ル	発刊日
第 123 号	英国のコミュニティケアと高齢者福祉	1996/9/27
第 122 号	大韓民国の第 15 代国会議員総選挙について	1996/9/17
第 121 号	欧州評議会と地方自治体	1996/8/30
第 120 号	米国におけるボランティア活動 -その理念と実態-	1996/8/15
第 119 号	米国の州及び地方自治体における情報通信政策	1996/6/28
第 118 号	英国における環境づくりの新方向 -グラウンドワークの理念と実践-	1996/5/15
第 117 号	英国の新交通システム -Light Rapid Transit (and Related) Systems	1996/4/15
第 116 号	米国における国家都市捜索救助システム -FEMA と US & R 隊-	1996/3/1
第 115 号	大都市圏における広域的行政対応の事例	1996/2/15
第 114 号	英国地方団体の人事制度	1996/2/1
第 113 号	マレーシアの地方自治	1995/12/25
第 112 号	英国の 1995 年統一地方選挙	1995/12/8
第 111 号	大韓民国の 1995 年統一地方選挙	1995/12/8
第 110 号	オーストラリアの地方自治体概説	1995/10/30
第 109 号	シンガポールの地域行政	1995/10/6
第 108 号	済州道における総合開発計画	1995/9/22
第 107 号	地方団体と芸術支援	1995/9/22
第 106 号	オーストラリアにおける姉妹都市交流の動向	1995/9/22
第 105 号	フランス地方選挙のあらまし	1995/7/20
第 104 号	タイの教科書にあらわれた「日本」	1995/7/10
第 103 号	大韓民国の地方選挙について	1995/6/20
第 102 号	ルクセンブルグの地方自治のあらまし	1995/6/20
第 101 号	米国の公共図書館	1995/6/12
第 100 号	米国の州政府の財政運営と政府間関係	1995/3/20
第 99 号	ノルウェーのフリー・コミュニン・プログラム	1995/3/13
第 98 号	1994 年中間選挙 -地殻変動をもたらした米国政治の動向-	1995/2/28
第 97 号	英国の公立図書館	1995/2/28
第 96 号	アメリカン・インディアン -その過去・現在・未来-	1995/2/14
第 95 号	ロンドンの分散 (Decentralisation) 政策と都市開発	1995/1/20
第 94 号	フランスの学校教育における「日本」	1995/1/20
第 93 号	大韓民国地方行財政の概要	1994/12/15
第 92 号	シンガポールの住宅政策	1994/12/1
第 91 号	欧州文化都市制度	1994/9/19